

安全衛生の表示・掲示等を行ってください



労働安全衛生法 12 条の 2、14 条及び 20 条等に基づき、事業者は労働災害の防止、職業性疾病を予防するために、職場の安全衛生管理体制及び危険有害箇所等に関する、表示・掲示を行うことが義務付けられています。下記表示・掲示物の一覧をご確認いただき適切な表示・掲示を行ってください。

表示・掲示の方法及び内容について

※下記以外にも表示・掲示等が義務付けられているものがあります

安衛則＝労働安全衛生規則 酸欠則＝酸素欠乏症等防止規則 有機則＝有機溶剤中毒予防規則 鉛則＝鉛中毒予防規則 石綿則＝石綿障害予防規則 粉じん則＝粉じん障害防止規則 特化則＝特定化学物質障害予防規則 四アルキル則＝四アルキル鉛中毒予防規則

関係労働者等が当該作業中に容易に見える場所に紙等により表示・掲示することが必要となります。掲示等が他の物で隠れていないか、破損し・不明瞭でないか、十分な数であるかご確認ください。安全衛生管理体制の「周知」が義務付けられているものについては、担当者に特別な腕章や帽子を着用させることも有効です。

各条文によって表示・掲示内容が定められているため、必要な内容を網羅しているかご確認ください。

どんなとき・場所（場合）	条文	内容・方法等の概要（一部抜粋）
安全衛生推進者等を選任したとき	安衛則第 12 条の 4	氏名
作業主任者を選任したとき	安衛則第 18 条	氏名及びその者に行わせる事項（法定職務）
機械の非定常作業（掃除、給油、検査、修理、調整等）を行うとき	安衛則第 107, 108 条 150 条の 5	機械の起動装置に運転を防止するためのもの （別途、起動装置に錠をかける等の措置が必要）
特定自主検査を実施したとき	安衛則第 150 条の 4 等	特定自主検査標章を機械のわかりやすい箇所に
安全通路を設けたとき	安衛則第 540 条	通路であることを示すもの（有効保持が必要）
避難用の出入口、通路、避難用器具	安衛則第 549 条	避難時等に有効であると判断できるもの
可燃物等がある火災や爆発の危険場所	安衛則第 288 条	火気の使用を禁止する旨
騒音発生場所（強烈な騒音を発する屋内作業場（等価騒音レベルが 90 デシベル以上）	安衛則第 583 条の 2、 595 条	○騒音を発する箇所とそれ以外を区画物に標識を 付し、又は床上に白線等を引くこと ○耳栓等の保護具を使用しなければならない旨
高温物体や低温物体等を取り扱う場所等	安衛則第 585 条	多量の高熱物体、低温物体、有害物を取り扱う場所 等に関係者以外の立ち入りを禁止する旨
酸素欠乏危険箇所又は近接する場所	酸欠則第 9 条	酸素欠乏危険箇所であるため、酸欠作業に従事する者以外の立ち入りを禁止する旨
各種有害業務作業場所 ・ 有機溶剤業務 ・ 鉛業務 ・ 石綿等取扱い業務 ・ 粉じん作業 ・ 特定化学物質業務 ・ 四アルキル鉛業務 等	安衛則第 592 条の 8 有機則第 24 条 鉛則第 51 条の 2 石綿則第 34 条 粉じん則第 23 条の 2 特化則第 38 条の 3 四アルキル則第 21 条の 2	(1) 生ずるおそれのある疾病の種類 (2) (疾病に係る) その症状 (3) 取扱い上の注意事項 (4) 中毒が発生したときの応急処置 (5) 使用すべき保護具 ※掲示内容及び掲示方法の詳細は、各条文をご確認ください
有機溶剤業務	有機則第 25 条	有機溶剤の区分表示（第一種有機溶剤等の色表示）
特定化学物質業務	特化則第 38 の 2	喫煙又は飲食を禁止する旨
リスクアセスメント対象物取扱い作業	安衛則第 98 条の 2	S D S（安全データシート）
リスクアセスメント対象物保管容器	安衛則第 33 条 2	容器に当該物の名称及び人体に及ぼす作用
化学物質管理者を選任したとき	安衛則第 12 条の 5	氏名

